

薬生食輸発0718第1号  
平成29年7月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(タンザニア産、ブルキナファソ産及びミャンマー産ごまの種子のイミダクロプリド)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成29年7月6日付け生食輸発0706第1号）により通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

なお、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定していた貨物であって、輸入者より積み戻し等の措置完了報告を受けていなく、改正後の基準値に適合するものについては、輸入者に対し、別紙1に示す書面により通知し、当該基準の改正内容について説明するよう申し上げます。

記

1. 別添1のタンザニアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）		イミダクロプリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。

を削除し、

2. 別添1のブルキナファソの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）		イミダクロプリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。

を削除し、

3. 別添1のミャンマーの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）		イミダクロプリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。

を削除する。